

教科書問題と教育委員会制度について考えます

——集団的自衛権を行使できるようにするために憲法の解釈を見直すという閣議決定を、7月初めにするのではないかとされています。大変な局面に来ていると思いますが、そうした安倍政権の動きを補完するようなことが教育の場で行われています。教育改革という名で、どのようなことが行われているのか、行われようとしているのか、しっかりと学んでいきたいと思えます。——

〈報告:神惇子さん〉

教育委員会制度の見直し…首長の権限が強くなる

教育委員会のことを定めている『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』(地教行法)の改正案は、平成 27 年 4 月 1 日に施行するとあります。半年しかないんです。具体的に松戸のことを考えても仰天してしまいました。具体的に市長は誰を新教育長にするのだろうか。新教育長は常勤というのが決まりだから、今の教育長を新教育長にするのではないだろうか。今の 6 人の教育委員がそのまま新教育委員として残るのだろうか。松戸市として新しい条例をつくる必要はないのだろうか。等々、このような準備をたった半年でできるのだろうか非常に疑問に思いました。

集団的自衛権の話でてんやわんやとしているうちに、気がついたら『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』(地教行法)が改正案が成立してしまいました。松戸の場合、今、市長が 6 人の教育委員を市議会の承認を得て任命しています。この 6 人のメンバーの中に、教育長と教育委員長がいます。今の教育委員会は、一応行政から独立した機関としてあって、教育委員長は最高の権限を持って会議を主催しています。事務局があって、そこを統括しているのが教育長で、教育委員の一人です。松戸市の教育行政に関しては、この教育委員会が決定し、執行するシステムになっています。ところが今回の法律改正によって何が変わったかということ、教育委員長がなくなって、教育長が教育委員会を統括することになります。新しい法律でも教育委員会は残りますし、教育委員を市長が任命するというのは同じなのですが、大きく変わるのは総合教育会議というのが開かれること。それを主催するのは首長。総合教育会議というのは何かということ、教育委員と首長で構成され、必要に応じて関係機関の人の意見を聞くということが行われるようですが、主には、その市の教育の基本的な方策、教育振興計画をつくる等を行うことになっています。教科書の選定等はこれまで通り教育委員会で行うことになっています。

このように法律が決まりましたが、ここでとても議論になったのが、首長の権限が非常に強くなるということです。例えば、新教育長は任期が 3 年になります。首長は任期 4 年ですから、自分の任期中に教育長の首をすげ替えられる。首長が教育に関して最高の権限を持つということは、今まで教育委員会が行政から独立した機関であったのを、首長のもとに置くということになった。首長は選挙で選ばれて、住民の意向を反映する人だからということが、その理由。それに対する反対論としては、選挙によって選ばれるということは、その 4 年後には別の人が選ばれる可能性があるということで、教育行政が首長の変更によってコロコロと変わってしまうのではないかという反論もありましたが、それは通りませんでした。教育委員会制度を廃止すべきと主張していた民主党の



論理も、首長が全面的に教育に関する権限を持つべきだというもので、これよりもっと首長の権限を強めようとするものでした。

教科書はどのように採択されるか

今、教科書展示会が行われていますが(7月2日まで)、今年新たに採用することになる小学校の教科書の展示会。もちろん中学校や特別支援学校の教科書も展示していますが。一番問題になるのは来年。来年、中学校の教科書の改訂があります。どの地域でも教科書は4年に1回改訂をします。教科書の採択等については、「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」に決められています。憲法26条にある「義務教育はこれを無償とする」という文言にしたがって、教科書は無償ということになりましたが、それを無償にするためには、教科書の採択単位を細かくすると費用的に大変だということで、広域採択という方針が原則的にとられることになりました。この東葛地区には①松戸・野田・流山②柏・我孫子・鎌ヶ谷の2つの採択地区があります。

教科書展示会において、すべての教科書会社から送られてきた見本本が展示されます。各教育委員会から原則2名ずつの採択協議会委員が選ばれます。教科書の数は非常に多いですね。一つの教科について何種類の教科書もありますから。それを専門家でもない教育委員が見ても、全部わかるわけではないので、現場の先生たちが調査委員という形で、それぞれの教科ごとに数名の先生たちが選ばれて、点検し、評価表を作ります。どういう観点で評価するということは教育委員会の中であらかじめ審議されています。簡単なことと言えば、体裁はどうか、文字のサイズはどうか等々。教科の中身にストレートにかかわる項目は入っていません。学習指導要領に合っているということが大前提で、それは教科書検定でチェックされ、検定済みの教科書が採択対象になるわけですから。各科目ごとに出された調査票で、3市合同で開かれる採択協議会において審議され、採択する教科書を決定します。それがだいたい7月頃。それを各市に持ち帰り、それぞれの教育委員会で審議し、決定します。この採択協議会での審議や教育委員会での審議は非公開です。ただ、決定後は会議録が公開されますが、情報公開請求しないと出てきません。

(注)鎌ヶ谷市教育委員会のホームページに、「東葛飾西部採択地区協議会は、松戸市、野田市と流山市からそれぞれ6名の委員が出席します。教育長、教育委員2名、保護者、校長及び現場の教員です」と書かれていました。

教育委員会を形骸化・無力化してきたのは文部行政そのもの

Q)教育委員会制度を見直して、首長の権限を強めるというその意図はどこにあるのですか。首長の政治的意図を介入させながら、教科書を選んだり、各市町村の教育施策を作っていくたりするために首長の権限を強めたと解釈していいのですか。

そういうことです。それは、戦後教育史の中で一貫してそういう流れがあるんです。教育に権力が介入したい。一方の民衆の側は教育は政治から独立したものであって、民衆の統制のもとに置くべきだという考えがあって、そのせめぎ合いがずっとずっと続いてきて、ついにここまで来たということです。

地教行法が成立したのが1956年。この前は教育委員会法というのがあって、教育委員は選挙で選ぶという制度だった。ただ実際には、市町村レベルでは1952年から民主的な選挙によって選ぶ予定だったのだが、なかなかできなかった。この頃、朝鮮戦争が始まって、日本の右傾化が始まる。戦後1947年に教育基本法ができて、憲法にもとづいて教育が行われるということで、民主的な教育

が始まったのだけど、一般の人たちの頭が切り替わっていくことができないうちに、アメリカの占領軍の側の考え方も変わって行ってしまった。都道府県の単位では、千葉・富山・埼玉県で、教育委員の公選を行ったそうです。市町村レベルでの選挙が行われないうちに、制度が変わってしまった。

戦争直後子どもたちが飢えていて、飢えている子どもたちを前にして先生たちが立ち上がった。「子どもたちに給食を」とか、「女性教員の給料を男性教員と同じにしたい」とか、教員組合の組織が全国に広まり、いろいろな運動がおこった。それを見て、保守派の人たちは非常に恐怖を感じたのだらう。選挙で教育委員を選ぶと、教員や教員経験者が選ばれてしまうと、それに対する拒否感・不安感で保守派の人たちはそれを何とかしようと、法律を変えた。教育委員会の独立性を一応は残しながら、文部省の指導・助言という形で、教育の内容に介入できるようなシステムに変えてきた。市長が介入し、議会が介入し、教育委員を選ぶという今の制度になってきた。

教育内容に関して言えば、文科省の通達、県の通達という形で、文科省の指令にもとづいて県を通して市が命じてやらされているということが、実質的にすでに行われている。市の教育委員会自体として、独自にこういうことをやりましようと言ってもなかなかそれが通らない。文科省の言うとおりにやれば、予算が下りてくる。いつも教育委員会事務局は上を見ている。文科省のめがねにかなうように、よその市と比べて突出しないように、いつも配慮している。だから大津のいじめ事件が起きた時のように、教育委員会の責任が問われないように隠してしまう。子どもを守ろうとして隠す面もあるけれど、それがごっちゃになってしまっている。英断的なことがなかなかできない。そうすると、教育委員会は的確な判断ができないとか、責任を取らないとか、批判がワーツと出てくる。でも、システムのようになっていいるから仕方がないこと。そういうふうにしてきたのはこれまでの文部行政。そのことは放っておかれる。

教科書検定基準の見直し…非常に怖い



新しい歴史教科書をつくる会が 1996 年にできて、日本人に誇りを持てる歴史を教えるということが始まって、自分たちで歴史教科書をつくると言って、扶桑社から中学生用の「新しい歴史教科書」を出しました。最近は中学生用の公民の教科書をつくりました。扶桑社がもうからないと撤退してしまったので、育鵬社から歴史と公民の教科書を出しています。その公民の教科書が八重山で問題になりました。横浜市では歴史も公民も育鵬社です。東京の中高一貫とか、千葉の中高一貫校なども使っています。

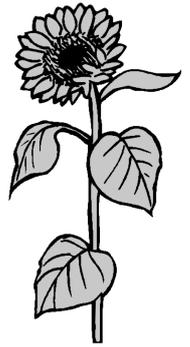
今年一月に、学習指導要領を変えるということが出てきました。その前の段階で教科書検定基準の見直しが行われました。「通説的な見解がない場合や特定の事柄や見解を特別に強調している場合」とか、「政府の統一的な見解や確定した判例がある場合」には修正を求めると。「教育基本法の目標等に照らして重大な欠陥がある場合」には検定不合格。これが非常に怖いと思います。例えば、南京大虐殺。中国では 30 万人が虐殺されたというのが通説となっている。日本では南京大虐殺研究の第一人者と言われている笠原十九司さんは十数万人は確実にしろと言っています。教科書によっては 20 万人と書いているところもあります。「つくる会」に近い学者で、秦郁彦という人は、4 万人説。虐殺があったことは認めている。虐殺そのものがなかったという「つくる会」系の学者もいます。そうすると、それは通説的な見解がない場合とみなされると、なかったという説も含めて羅列的に記述されてしまう。

教育基本法の第 2 条に教育の目標が定められており、5 つの項目が挙げられています。その中の 5 番目に、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」という文言が書かれ

ています。いわゆる愛国心というものを教育基本法に盛るということで2006年に教育基本法が変えられた時に入れられてしまった言葉。その目標に合わない判断されると、個々の表現がどうかという問題にならないで、一回で不合格になってしまう。そういう可能性が出てきました。そのような検定基準の見直しが出されたのが、去年の11月。この見直された検定基準で、今中学校の教科書が検定されている。

政府の統一した見解と言え、今問題となっているのが領土問題。尖閣・竹島は日本の領土と書かなければならない。先日、教科書展示会で小学校の教科書を見たら、もう既にそのことが書かれている。

この検定制の見直しというのは、実は、自民党が作成した「教科書改革実行プラン」が、そっくりそのまま今回の検定基準の見直しになっている。今あらゆるところの教育改革と言われるものが、同じようなやり方で行われている。



安倍政権が教育へ放つ「五本の矢」

藤田英典先生が、雑誌「世界」の7月号に、『日本の教育と社会はどこに行くのか』という論文を書かれています。安倍政権から教育に対しては「五本の矢」が放たれていると書いています。その「五本の矢」とは、

1. 思想統制—教科書検定と教科書無償措置法の問題

2. 教育統制①—全国学力テストの学校別結果公表と学校選択制

一部の学力しか調べないのだから、その結果を公表して競争をあおったりするのはよくないと、これまで文科省は言ってきた。それを一転して認めることになった。

3. 教育統制②—大学入試改革・達成度テスト

これは具体的には高校の教育に関わってくる。センター試験をやめ、複数回受験可能な達成度テストへ変える。高校生の時代に到達度テストを年に数回行い、その成績によって大学の入学を認める。フランスのバカロレア試験を模しているというが、これを突破できないために自分の就きたい職業に就けなくて、社会から落ちこぼれてしまう子どもが多くて非常に問題。格差を固定化するものになっていて、フランスの悩みになっている。高校教育がこのテストに合格するための教育になってしまうのではないか、学校が塾化するか、子どもが塾に通うか。教育内容を統制するものになってしまう。

4. 人格統制—道徳の教科化

これは安倍教育改革の柱の一つに掲げられているもの。今、中教審で検討中。法律になるのはまだ先ですが、それを先取りして「私たちの道徳」という副読本が配られています。人物がたくさん出てきて、「こころのノート」より分厚くなっただけです。

5. 財政的統制と行政的統制—教育軽視の財政と、政治の暴走を促進しかねない教育委員会制度改革

財政的統制というのは義務教育費国庫負担という形で国が教員の給料の半分を持っていたのが、3分の1になった。国は財政的負担を減らす一方で、学校現場には様々な負担を増やしている。

(まとめ：浅井)